



協会概要資料

2023年11月10日

一般社団法人 シェアリングエコノミー協会

2016年1月15日設立

(英語表記: Sharing Economy Association, Japan)

🏠 所在地

東京都千代田区平河町 2-5-3
Nagatacho GRID

TEL: 03-5759-0306
HP: <http://sharing-economy.jp>
MAIL: info@sharing-economy.jp

Co-Society

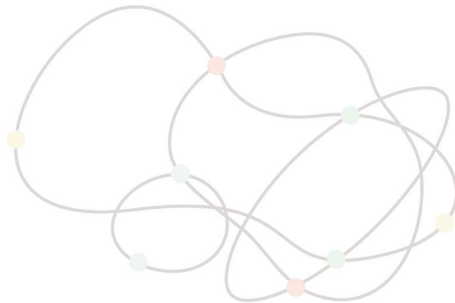
シェア(共助・共創)による持続可能な共生社会へ

低迷する政治経済。

深刻化する社会的な格差・分断・孤独など様々な課題を抱える世界はいま、
これまでの前提を疑い、どう社会を創り直すことができるかが求められている。

近代の分業・個別化・画一的な社会システムから、
シェアによる分かち合い・共有を前提とした柔軟な循環型の社会システムへ。
誰もが信頼とつながりによって、支えあい・助け合うことのできる共助の再構築を。

シェアリングエコノミー協会は、シェアという思想から、
人と人、地域、企業、大学、NPO、国が垣根を超えて繋がり、
手を取り合い、持続可能な共生社会 "Co-Society"を実現し次の時代を切り拓いていきます。



代表理事



上田 祐司
株式会社ガイアックス
代表執行役社長



石山 アンジュ

理事



重松 大輔
株式会社スペース
マーケット
代表取締役 社長



南 章行
株式会社コナラ
代表取締役 会長



甲田 恵子
株式会社AsMama
代表取締役社長 CEO



佐別当 隆志
株式会社ADDRESS
代表取締役 CEO



金谷 元気
akippa株式会社
代表取締役社長CEO



和田 幸子
株式会社タスカジ
代表取締役



天沼 聰
株式会社エアークローゼット
代表取締役社長 CEO



積田 有平
常任理事



馬場 光
株式会社 DeNA
SOMPO Mobility
代表取締役社長



大屋 智浩
Airbnb Japan
株式会社
公共政策本部長



児玉 昇司
ラクサス・テクノロジーズ
株式会社
取締役

シェアリングエコノミー協会体制

幹事



秋山 広宣
株式会社INFORICH
代表取締役



伊藤 文隆
アクシスコンサルティング
株式会社
常務取締役



加藤 貴博
株式会社ジモティー
代表取締役社長



久保 裕文
株式会社クラス
代表取締役社長



近藤 佑太朗
株式会社Unito
代表取締役



永岡 里菜
株式会社おてつたび
代表取締役CEO



宮下 晃樹
Carstay株式会社
代表取締役



家入一真
株式会社CAMPFIRE
代表取締役



監事
白川 もえぎ
アンダーソン・毛利・友常
法律事務所外国法共同事業
パートナー弁護士



リーガル / ストラテジック・フェロー
石原 遼平
弁護士法人淀屋橋・
山上合同 パートナー弁護士



税制委員
矢富 健太郎
公認会計士・税理士

アドバイザー

- ・ 渋澤 健
シブサワ・アンド・カンパニー株式会社
代表取締役 兼 コモンズ投信株式会社 取締役会長
- ・ 青井 浩
株式会社丸井グループ
代表取締役社長 代表執行役員 CEO
- ・ 工藤 七子
社会変革推進財団
常務理事

- ・ 伊藤 穂一
株式会社デジタルガレージ
取締役 兼 専務執行役員 Chief Architect
- ・ 吉田 雄人
Glocal Government Relationz株式会社
代表取締役 / 前 横須賀市長
- ・ ハーマン・ヴァン・スプラ
世界シェアリングシティ連盟
共同創業者・代表理事

事務局



代表理事兼務
石山 アンジュ



常任理事兼務
積田 有平



法人会員事業部長
牧島 弘樹



公共政策部長
安井裕之



地域共生部長
高田理世



コーポレート部長・法人会員事業担当
青山 雅子



個人会員事業部長
糸原 絵里香



広報部長
寺重 沙織



認証制度・国際規格部長
小出 富雄



ビジネス企画 &
ユーズースペシャリスト
加藤 こういち



公共政策担当 弁護士
宇根 駿人



個人会員事業担当
橋詰 成美



認証制度・自治体会員事業・
コーポレート担当
上田 美紀

シェアリングエコノミー協会体制



エリア支部 -全国7エリアの支部体制-



[北海道支部長]

えぞ財団 団長
マドラー株式会社代表取締役

成田 智哉



[東北支部長]

株式会社巻組
代表取締役

渡邊 享子



[東海支部長]

株式会社R-pro
代表取締役

岡本 ナオト



[関西支部長]

Akipa株式会社
代表取締役社長CEO

金谷 元気



[四国支部]

百十四銀行 地域創生部
映画監督

香西 志帆



[九州支部長]

ナレッジネットワーク株式会社
代表取締役社長
デジタル庁
シェアリングエコノミー伝道師

森戸 裕一



[沖縄支部長]

一般財団法人沖縄ITイノベーション
戦略センター

兼村 光



会員数（2023年7月1日時点）



特別会員

8 社

シェア会員

272 社

一般会員

48 社

非営利会員

46 社

合計

374 社

自治体会員

132 自治体

メルマガ会員

12,267 名

（2023年7月時点）

- 協会では次の4つのセクターに対して
シェアリングエコノミーの普及・促進活動を行っています。

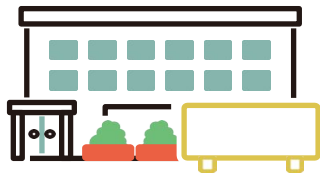
国

ロビー活動



自治体

シェアリングシティ



企業

法人会員



個人

シェアワーカー



- 協会では次の4つのセクターに対して
シェアリングエコノミーの普及・促進活動を行っています。

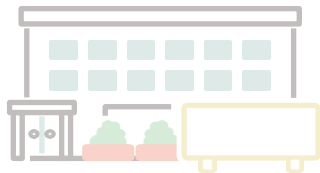
国

ロビー活動



自治体

シェアリングシティ



企業

法人会員



個人

シェアワーカー





国

ロビー活動



SHARING ECONOMY
ASSOCIATION JAPAN

■ 市場の健全な発展に必要な政府との連携

新しい経済活動としてのシェアリングエコノミーの健全な発展には、ルール形成を含む、政府との連携が欠かせません。当協会は、安心安全にシェアサービスを利用できる環境を整えるべく、政府・自治体との意見交換、政策提言などを行っています。政策が適切に形成されるよう、業界の最新動向・展望など、政策を検討する上で参考になる情報や意見の提供を行います。



働き手の保護
(厚労省、内閣官房)

消費者の保護
(消費者庁)

地域活性化
(総務省)

防災
(内閣府)

SDGs
(環境省)

税
(財務省、国税庁)

身元確認
(経産省)

国際標準化
(経済省)

紛争解決
(内閣官房、法務省)

スポーツ振興
(スポーツ庁)



国

ロビー活動

■ 公共政策：活動例



SHARING ECONOMY
ASSOCIATION JAPAN



政府審議会ヒアリング

様々な省庁の審議会において、シェアリングエコノミーに関する政策についての検討が進められています。当協会はこの分野の専門有識者として政策検討に資する情報提供や提言を行っています。



政策提言

ライドシェアを筆頭に、シェアサービスの中には現行法令上認められないものも存在します。当協会は、規制課題についての政策提言を行うことで、積極的にルールメイキングに関わっていきます。



協会内WGの開催

当協会では、モビリティ、ミールシェア、防災など政策的な課題を抱えるテーマごとにワーキンググループを設置し、関連する事業者の皆様とともに、課題の整理や政策的な対応策について議論を行い、政策提言につなげています。



議員勉強会の開催

シェアリングエコノミーの更なる普及促進に向けて、地域活性化のためのシェア活用や推進基本法の立法などをテーマに国会議員の方々と勉強会を開催しています。



国

ロビー活動



SHARING ECONOMY
ASSOCIATION JAPAN

■ シェアリングエコノミー 認証マーク

シェアリングエコノミー認証マークは、内閣官房が策定したモデルガイドラインに基づいて、シェアリングエコノミー協会が 設定したルールに適合していることを示すものです。

安心・安全なシェアサービスであること を社会に広く知ってもらうことで、 利用者の不安を取り除き、利用者拡大につなげることを目的としています。



株式会社
AsMama

甲田CEO

どんなにしっかり対策をしても、事故が起こる可能性はゼロではない。
だからこそ事故が起こった時に、プラットフォームとしては、
“しっかり対策をしていたのだ”ということを、客観的に証明できるという点で、
認証マークはありがたい制度。利用者から、“何かあったらどうするの？”と
返されてしまうときに、提供者は、“きちんとしたお墨付きがあるプラットフォームを
使っているのだ”と説明できるので、提供者からも、非常にご協力いただきやすくなる。

消費者庁発行の利用者向け啓発用パンフレット「共創社会の歩き方 シェアリング エコノミー」
に、優良な事業者を認定する取組として、認証マークを紹介。
2020年3月30日「NHKあさイチ「暮らしがこう変わる!? SP」にて、シェアサービスの特集頂き、シェア
リングエコノミー 認証マークについてご紹介いただきました。



シェアリングエコノミー認証制度(共同規制モデル)

内閣官房が策定したシェアリングエコノミーモデルガイドラインを踏まえ、一定の基準を満たすサービスに認証マークを付与する認証制度を創設。安全・安心な利用環境を整え、規制介入の防止を図りながら、健全な業界の発展を支える。



認証制度では、シェアサービスに関係する6つの分野のルールを定めています。

	項目	認証制度が求める要件
1	 登録事項	「企業」に限らず「個人」が提供者(ホスト)になることが多いシェアサービスでは相手との連絡手段を確保することが重要です。相手が誰なのか、本当に実在する人物なのか、提供しているサービスが適法なのかなど、事前にプラットフォームを介して確認する必要があります。
2	 利用規約等	シェアリングエコノミーの安全性・信頼性を高めるには、提供者(ホスト)が適切な行動を取ることが大切です。そのためには、プラットフォーム上で利用規約がきちんと明示されると同時に、そこに書かれた内容がいざという時に確実に実施される必要があります。
3	 サービスの質の 誤解を減じる措置	個人が提供者(ホスト)になるということは、いわばアマチュアによるサービス提供が行われるということ。利用者(ゲスト)は、注意深く、賢く、サービスの目利きをする必要があります。プラットフォームには、サービスの質や内容が誤解なく伝わるための仕組みが整えられている必要があります。
4	 事後評価	提供者(ホスト)や利用者(ゲスト)の判断を助ける仕組みとして、レビュー機能があります。ユーザー同士の事後評価が表示されることで、取り引きの判断をやりやすくなります。ただ、レビューが故意に操作できるようなものでは意味がないため、プラットフォームには信頼性の高い事後評価を保つ仕組みが整えられていなければなりません。
5	 トラブル防止及び 相談窓口	シェアリングエコノミーでは、提供者(ホスト)と利用者(ゲスト)の間のトラブルは、当事者間で解決することが基本です。ただ、プラットフォームには、それをサポートする機能(登録の機能、ユーザー間の情報交換機能、評価の機能、決済の機能、情報保護機能、本人認証機能など)が整っている必要があります。
6	 情報セキュリティ	ITを活用したシェアリングエコノミーでは、その分、個人情報や決済に関わる情報を多数扱います。プラットフォームには、情報セキュリティの措置がきちんと整備されていなければなりません。

現在の認証取得件数

22 社

Laxus PRO LINK



LOCOTABI



REQU



Uber Eats



Lancers

Uber



シェアリングエコノミー検討会議・認証制度創設の背景等

日本の現状

米国や英国・ドイツなどの諸外国と比較して、シェアリングエコノミーの認知度や利用率が総じて低い。

背景・理由

「事故やトラブル時の対応に不安があるから」という意見・考えが浸透(40～50%)している。
「行政による規制やルールの整備・強化が必要である」と回答した人が半数を超えている。

課題

サービスを実装していく上で、安全性・信頼性の確保や認知度を向上させなければならない。

※『平成28年版情報通信白書』、PwC「国内シェアリングエコノミーに関する意識調査 2017」の調査結果を参照

消費者の意識(平成28年版情報通信白書より引用)

(単位: %)

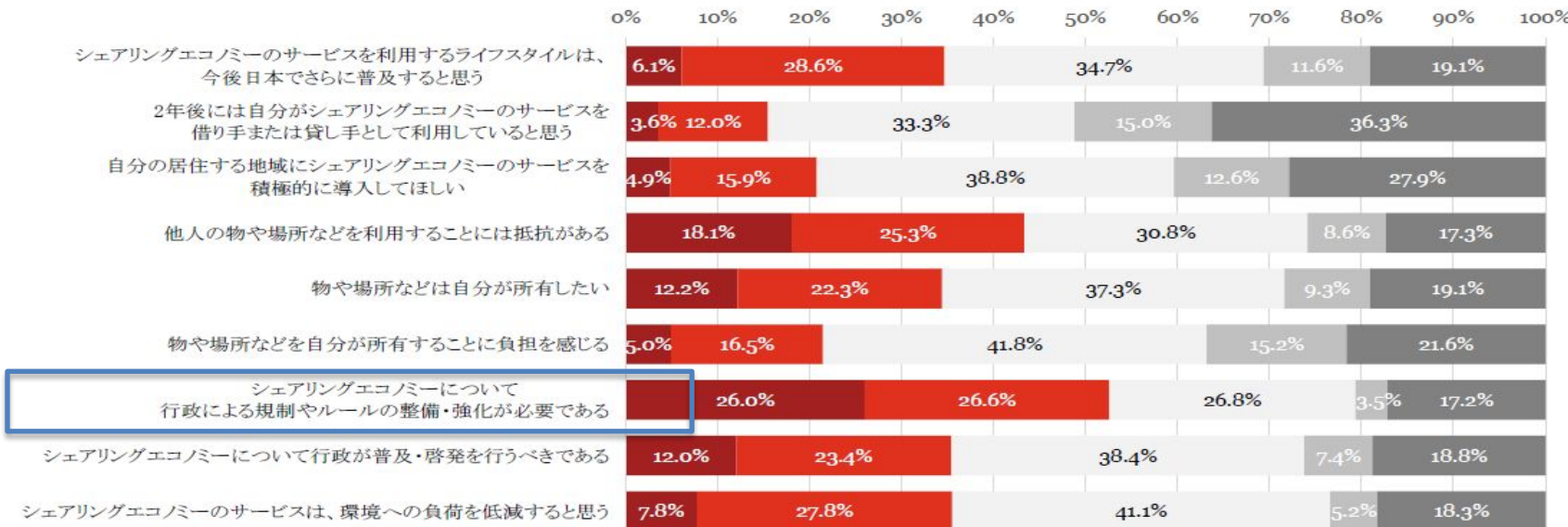
			企業が責任を もって提供する サービスの方が 信頼できるから	利用者の口コミ によるサービス 評価には限界が あると思うから	事故やトラブル 時の対応に不安 があるから	サービスの内容 や使い方がわか りにくそうだから	個人情報の事前 登録などの手続 がわずらわしい から	この中にはない	n
民泊サービス	日本2015年	利用意向なし	23.2	9.2	61.1	20.2	30.7	—	1473
	日本2016年	利用意向なし	31.5	6.1	53.6	11.6	19.0	22.7	680
	日本2016年	利用意向あり	25.7	15.4	44.1	11.1	18.3	16.2	320
	米国2016年	利用意向なし	33.8	9.6	32.5	7.0	5.4	45.1	461
		利用意向あり	54.0	21.5	28.7	10.2	7.5	10.6	539
	英国2016年	利用意向なし	31.2	12.3	33.6	5.7	8.2	40.3	567
		利用意向あり	38.7	31.1	28.6	8.4	5.1	10.7	433
	ドイツ2016年	利用意向なし	21.0	5.8	31.7	4.7	9.0	40.7	567
		利用意向あり	21.3	19.2	30.0	7.2	7.0	26.2	433
	韓国2016年	利用意向なし	27.9	22.8	55.9	15.2	21.6	12.4	225
		利用意向あり	36.7	30.7	36.2	16.5	12.8	7.0	775
一般のドライバーの自家用車に乗って 目的地まで移動できるサービス	中国2016年	利用意向なし	12.2	24.2	45.0	12.7	20.7	22.9	164
		利用意向あり	41.8	20.1	26.2	14.0	14.7	10.8	836
	オーストラリア 2016年	利用意向なし	38.8	12.6	35.1	7.5	10.9	33.1	529
		利用意向あり	38.3	27.0	33.7	10.7	8.2	12.3	471
	インド2016年	利用意向なし	27.4	12.7	22.6	14.3	15.6	36.7	167
		利用意向あり	55.4	28.3	18.4	10.7	7.1	4.3	833
	日本2015年	利用意向なし	21.1	9.1	64.0	17.6	27.9	—	1543
	日本2016年	利用意向なし	25.4	5.3	54.8	10.3	14.6	24.6	683
	日本2016年	利用意向あり	16.2	17.5	45.7	11.5	14.7	15.9	317
	米国2016年	利用意向なし	30.5	10.7	37.4	8.3	7.1	40.5	477
		利用意向あり	38.2	28.4	30.7	9.4	6.7	10.7	523
	英国2016年	利用意向なし	29.9	13.2	32.6	7.1	8.0	39.1	584
		利用意向あり	25.2	33.3	29.9	10.8	5.1	12.4	416
	ドイツ2016年	利用意向なし	17.6	5.2	35.1	5.7	6.1	41.1	623
		利用意向あり	18.5	17.5	33.4	6.7	6.8	26.9	377
	韓国2016年	利用意向なし	22.2	19.7	60.3	14.0	13.2	14.2	286
		利用意向あり	24.5	29.0	46.1	18.0	11.9	5.8	714
	中国2016年	利用意向なし	6.5	17.9	45.5	7.5	16.3	28.8	142
		利用意向あり	25.3	33.3	35.8	12.0	12.4	10.1	858
	オーストラリア 2016年	利用意向なし	35.7	10.5	37.5	8.3	8.6	32.6	519
		利用意向あり	30.0	24.6	37.1	10.9	6.3	15.1	481
	インド2016年	利用意向なし	20.2	15.5	24.4	7.8	8.3	39.3	153
		利用意向あり	35.1	39.1	25.6	12.3	5.0	4.9	847

3-3 「シェアリングエコノミー」に関して感じること(対象:全員)

半数以上が「行政による規制やルールの整備・強化が必要」と回答(「あてはまる」「ややあてはまる」の合計)。
また、前出3-2では半数以上が「シェアリングエコノミーの影響を認識している」と回答した一方で、「2年後には自分がシェアリングエコノミーのサービスを利用していると思う」のは、計15.6%。

Q.「シェアリングエコノミー」について、ご自身が感じるお気持ちをお知らせください。

シェアリングエコノミーに関して感じること(n=2,000)



**シェアリングエコノミー検討会議
中間報告書**

ーシェアリングエコノミー推進プログラムー

2016 年 11 月

**シェアリングエコノミー検討会議
内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室**

認証制度のできた経緯

内閣官房
シェアリングエコノミー
検討会議での議論

日本の現状

米国や英国・ドイツなどの諸外国と比較して、シェアリングエコノミーの認知度や利用率が総じて低くなっています。

背景・理由

「事故やトラブル時の対応に不安があるから」という意見が多く、「行政による規制やルールの整備・強化が必要である」と回答した人が半数を超えています。(P6,P7 参照)

課題

サービスを実装していく上で、安全性・信頼性の確保や認知度の向上が必要です。

モデルガイドラインの
発表

2016年11月、「シェアリングエコノミー検討会議 中間報告書」において、安全性及び信頼性を評価するためのモデルガイドラインを発表しました。

認証制度の創設

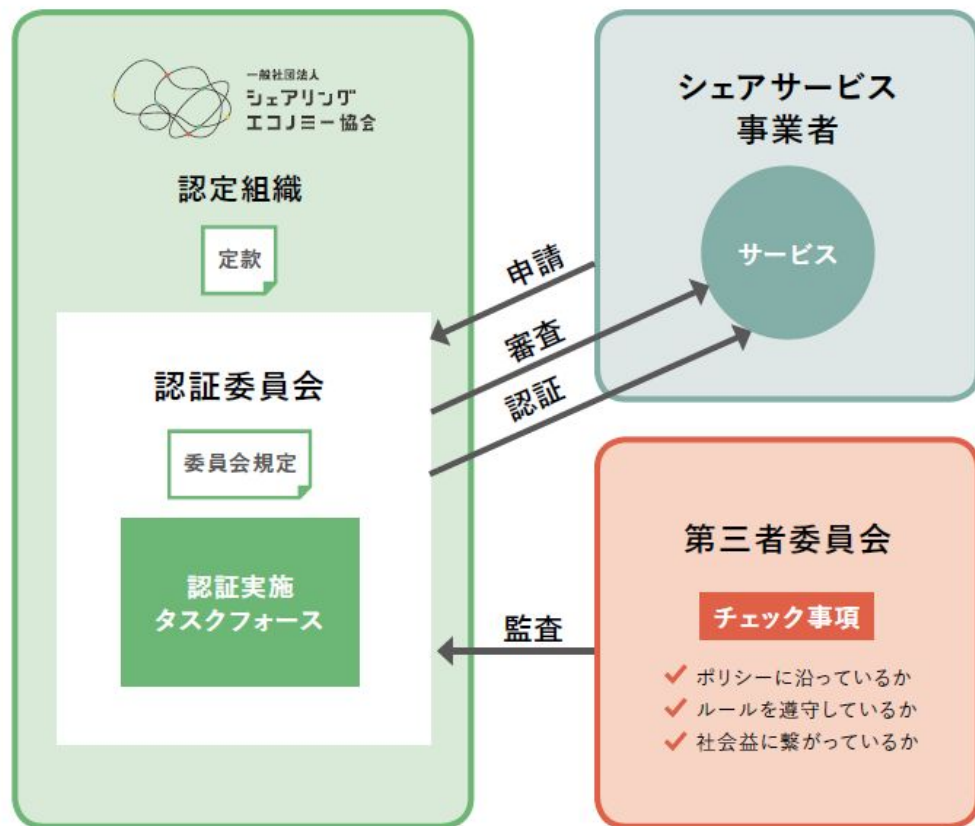
2017年6月、モデルガイドラインに基づき、シェアリングエコノミー認証制度を創設し、運用を開始しました。

認証制度の確認事項

	項目	全てのサービスで審査される事項	「安全性」が特に要求されるサービスの審査で追加的に審査される事項	「適法性」が特に要求されるサービスの審査で追加的に審査される事項
1	 登録事項	・連絡手段の確保	・本人確認	・本人確認 ・許可等の確認
2	 利用規約等	・利用規約の策定	・利用規約の要約	・法令等へ抵触するおそれが高い分野の法令遵守 ・利用規約の要約
3	 サービスの質の誤解を減じる措置	・事前の問合せ等 ・提供者が個人であることの表示 ・サービス内容の誤認等防止 ・虚偽情報・規約違反情報の削除	・事前面接等	-
4	 事後評価	・評価の仕組み ・評価の仕組みの利用促進 ・評価の仕組みの適正性確保	・サービス実施結果の確認	-
5	 トラブル防止及び相談窓口	・相談窓口の設置	・事故への備え ・提供者の本人確認 ・緊急事態等への対処方法 ・サービス実施状況の確認	・許可等を証明する書類の提示
6	 情報セキュリティ	・情報の取扱いに係る規律の整備 ・組織体制の整備 ・情報の取扱い等 ・漏えい等事案に対応する体制の整備 ・従業員の教育	-	-

認証審査の体制

- 1 タスクフォースによる
申請事業者サービスの
初回審査・更新審査
- 2 認証委員会（委員 8 名）
による検討・審査
- 3 第三者委員会（委員 3 名）
による認証委員会の監査
- 4 タスクフォースによる
サーベイランス審査
（取得 1 年後より）



認証委員会構成

氏名	役職	所属
生貝 直人	委員	東洋大学
上田 祐司	委員	(一社)シェアリングエコノミー協会
坂下 哲也	委員	一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)
辰巳 菊子	委員	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS)
中村 伊知哉	委員	慶應義塾大学大学院
増島 雅和	委員※	森・濱田松本法律事務所
持丸 正明	委員長	(国研)産業技術総合研究所
森 亮二	委員	弁護士法人英知法律事務所

シェアリングエコノミー・モデルガイドライン

I. 基本方針

シェアリングエコノミーは、既存リソースの効率的な活用や、個人による多種多様なサービスの提供・享受を可能とし、社会課題の解決が期待。シェアリングエコノミーの健全な発展を通じて、一億総活躍社会の実現、経済成長、資源の有効活用、地方創生・地域共助、イノベーション創出、国際動向と調和した我が国の持続的発展に寄与することを目指す。

II. 具体的施策

1. 自主的ルールによる安全性・信頼性の確保

- 従来のような B to C とは異なり、不特定多数の個人間の取引（C to C）を基本としているため、「事故・トラブル時の不安」の低減が普及を進める上で課題。このため、シェア事業者による自主的ルールの整備・活用を促進し、安全性・信頼性を確保。

シェアリングエコノミー・モデルガイドライン

<主な内容>

①サービス提供に関するリスク等の自己評価の実施

シェア事業者は、以下の自己評価を実施。

- ア 生命・身体に危害を与える可能性評価及び講ずる対策によるリスク低減効果の評価
- イ 弁護士等の活用による明らかな法令違反の調査及び法令違反とならない根拠の明確化

②シェア事業者が遵守すべき具体的事項

- ア <登録事項> 安全確保が求められるサービスについては公的身分証を登録させる等本人確認を行うこと 等
- イ <利用規約等> 違法・権利侵害となるサービス提供を禁止すること 等
- ウ <サービスの質の誤解を減じる事前措置> 提供者が個人の場合はその旨を表示すること 等
- エ <事後評価> 評価の仕組みを設けること 等
- オ <トラブル防止及び相談窓口> 相談窓口を設置すること、安全確保が求められるサービスは賠償責任保険等、万一の事故に備えること 等
- カ <情報セキュリティ> 従業員の教育、外部からの不正アクセス等の防止、最新情報の収集 等

- 協会では次の4つのセクターに対して
シェアリングエコノミーの普及・促進活動を行っています。

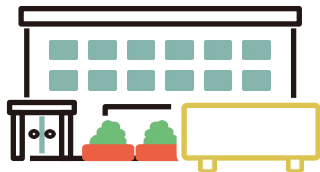
国

ロビー活動



自治体

シェアリングシティ



企業

法人会員



個人

シェアワーカー





自治体

シェアリングシティ



SHARING ECONOMY
ASSOCIATION JAPAN

■ コンセプト:「地域課題をシェアで解決する」

2016年の協会設立以降、官民を挙げてシェアリングエコノミー サービスを活用し、地域課題解決に取り組む都市をシェアリング シティとして推進してきました。

世界に先駆けて本格的な人口減少社会に突入している日本社会は、
地方自治体の少子高齢化や人口減少、財政難など、さまざまな問題を抱えており、
持続可能な社会の実現に向けて新たな仕組みが求められています。
今ある問題をすべて公共サービスで解決するにはリソースが足りません。
そこで、「シェア」という概念を導入することによって、公助を「共助」で補完し、
サステナブルな自治体を実現しようとする試みのことを「シェアリングシティ」と呼んでいます。
ソウル市やアムステルダムなど海外で多くの取り組みが先行しています。
国内でも政令市から小さな村まで100を超える様々な事例が創出され、
シェアリングエコノミーを社会を支える真のインフラとして社会実装すべく
次のステージへ向けて、シェアリングシティ推進協議会を設立しました。(詳細は次ページ)



◀国内シェアリングシティ事例

<https://sharing-economy.jp/ja/list/city/>



◀シェアリングシティ取り組み詳細

<https://sharing-economy.jp/ja/city/>



自治体

シェアリングシティ

■ シェアリングシティ推進協議会の設立

シェアリングシティ推進協議会を2020年7月14日に設立しました。

シェア・ニッポン100で創出した101事例及び協会の
シェアリングシティ認定の19自治体の取り組みを協議会の
ベースとしてスタートし、シェアリングエコノミーを社会を支える
真のインフラとして社会実装してまいります。

■ 設立趣意

- 共助の仕組みによる持続可能性あるまちづくり
- 既存資源の有効活用により地球環境に対する負荷を低減 SDGs への貢献
- 個人と個人がつながることにより地域コミュニティを再生・活性化
- 住まいや働き方の自由度が高まることにより関係人口が増加
- 公共施設の有効活用やシェアサービスによる公共サービスの代替により財政負担を軽減
- 災害発生時に必要な宿泊場所の確保、円滑な移動の実現、
復興資金の確保などの問題を解消し、社会のレジリエンスを高める

■ 活動内容

- 自治体課題に応じた各種ワーキンググループの開催
- 自治体とのオンライン意見交換会
- 自治体とシェア事業者のマッチングイベント



災害対策などポストコロナの地域課題解決を目指し
シェアリングシティ推進協議会を設立

千葉市、神戸市、福岡市、渋谷区など、
7自治体ほか民間企業12社ら参画





■ シェアリングシティカレッジ(2023年_第1回)

以下の3テーマを3ヶ月単位で実施。

2023年4月～2023年12月 全3回開催

(1ヶ月目:会員自治体へのリサーチ 2ヶ月目:カレッジ開催、3ヶ月目:フォローアップ)

第1テーマ「働き方」 期間:4月～6月

第2テーマ:「関係人口・観光」 期間:7月～9月

第3テーマ:「モビリティ」 期間:10月～12月

第1回のテーマは、「シェアリングエコノミー活用による場所や時間にとられない働き方創出」。

昨年度シェアリングエコノミー協会では、自治体向けシェアワーカー育成プロジェクトを4自治体(天草市/上天草市/犬山市/鹿角市)で開催しました。

今回は、シェアエコを活用した地域での協働促進や、地域おこし協力隊を活用したシェアリングエコノミーの活用、地方自治体の副業人材の活用などのソリューションを元に、新たな事例創出を目指します。

日時:2023年5月31日(水) 15:00～16:30

開催方法:オンライン(zoom・申込者に事前にメールにて連絡します)



公助を「共助」で補完し、サステナブルな自治体経営を考える

シェアリングシティカレッジ



シェアリングエコノミーサービスを活用し
地域課題解決に取り組むシェアリングシティの推進

📅 2023年5月～2023年12月 (第1回 5月31日)

オンライン開催

<https://sharing-economy.jp/ja/sharingcitycolleague2023>

- 協会では次の4つのセクターに対して
シェアリングエコノミーの普及・促進活動を行っています。

国

ロビー活動



自治体

シェアリングシティ



企業

法人会員



個人

シェアワーカー





企業
法人会員



SHARING ECONOMY
ASSOCIATION JAPAN

■ ビジネスマッチング

会員企業同士のビジネスマッチングを積極的に行っています。2019年では257社のビジネスマッチング機会を提供しました。

提携事例:

小田急電鉄株式会社が運営する「ONE」とシェア事業者



■ 事業者間の交流や最新情報

会員様の事業に生かせるオンラインイベントやセミナー、勉強会、パッケージの説明会などを定期的に行っております。

イベント事例: リスクマネジメント勉強会、インボイス制度勉強会
シェアリングエコノミー×SDGsの取り組み最前線が分かる90分セミナー



これまでのSHARE SUMMIT

2016年 「Share ! Share ! Share!」



2017年 「SHARE or DIE」



2018年 「Anything Anywhere」



2019年 「Co-Economy」



2020年 「Co-Society」

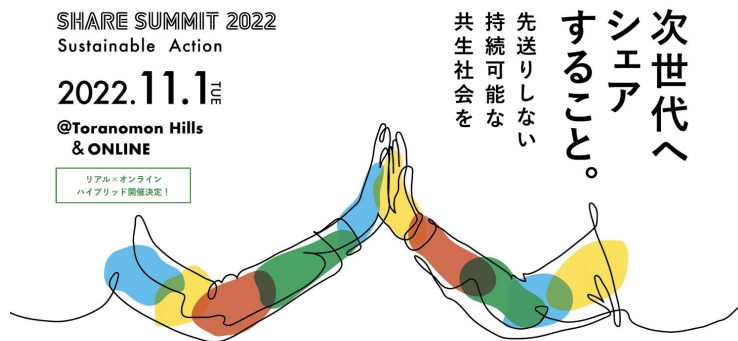


2021年 「Sustainable Action」



2022年の「SHARE SUMMIT」と「SHARE FES」

2022年 SHARE SUMMIT 「次世代へシェアすること。」



2022年 SHARE FES 「見つけよう！サステナブルな副業のカタチ」



SHARE WEEK 2023 キービジュアル

SHARE WEEK 2023

Sustainable Action

2023.11.10(Fri) — 11.17(Fri)

セッション @ONLINE

スタディツアー @会場選定中

ネットワーキング @会場選定中



- 協会では次の4つのセクターに対して
シェアリングエコノミーの普及・促進活動を行っています。

国

ロビー活動



自治体

シェアリングシティ



企業

法人会員



個人

シェアワーカー





個人

■ VISION

シェアを通じて自立した個人を育て、
シェアエコ利用者が安心・安全に使える社会作りに貢献する



SHARING ECONOMY
ASSOCIATION JAPAN

2021年4月、3つの施策を新たに開始

1. シェアワーカー会員サポート(有料会員)
2. シェアワーカーあんしん検定
3. 円卓会議(PF・ホスト・ゲスト 三者間協議サービス)



個人



SHARING ECONOMY
ASSOCIATION JAPAN

■ シェアワーカー会員サポートプラン

ワーカー会員サポートプラン



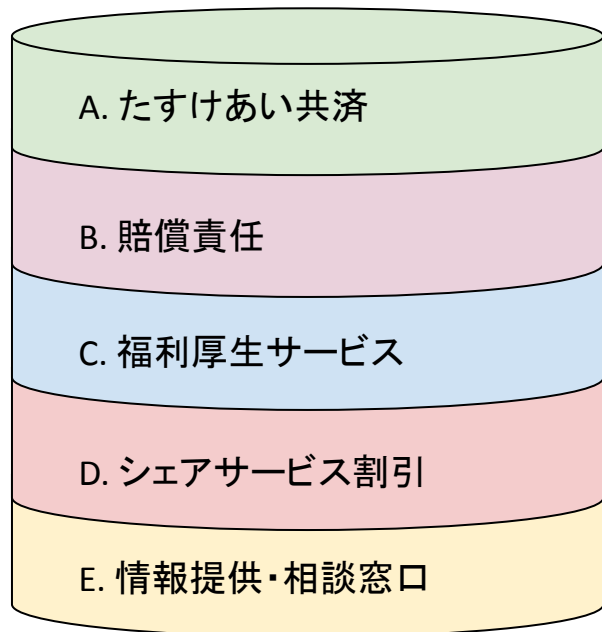


個人



SHARING ECONOMY
ASSOCIATION JAPAN

■ シェアワーカー会員サポートプラン



業界初！ ワーカー同士が共助できる仕組み

シェアワーカーにありがちなリスクに特化

買い物・外食・旅行などの暮らしのサービスを
優待価格や特典付きで提供

シェアサービス1000円割引など

ワーカーならではの悩み相談やセミナー



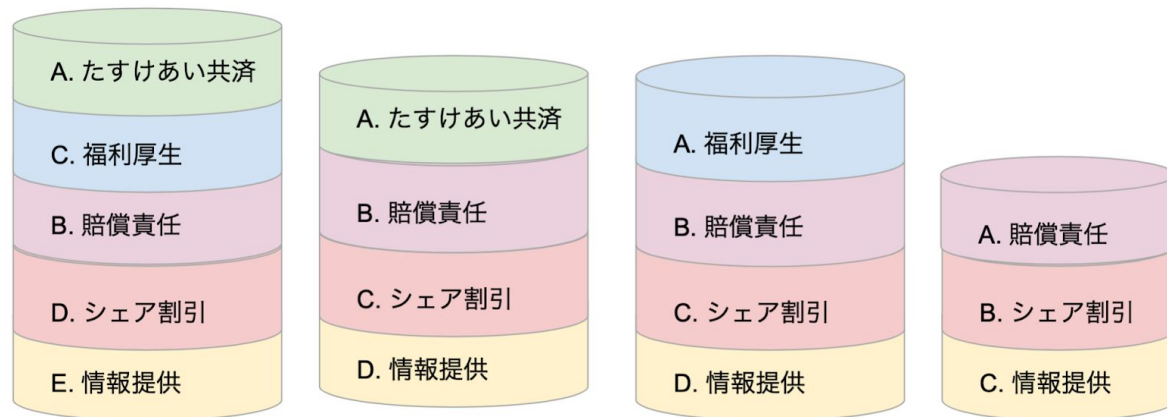
個人



SHARING ECONOMY
ASSOCIATION JAPAN

■ 会員企業向け特別プランの提供を開始

- ・ シェアワーカー向けの共済・福利厚生・補償パッケージを法人向けに提供
- ・ サービスユーザーの皆様に対するサポートが導入コストゼロで提供可能





個人



SHARING ECONOMY
ASSOCIATION JAPAN

■ シェアエコあんしん検定

目的

- ・ シェアリングエコノミーを安心して利用できるよう、シェアサービスの提供者として最低限抑えておくべき知識の提供を目的とする。

内容

- ・ 安心して利用できるためのシェアサービス提供者の心構え等を学べるe-learning(90分程度)を提供
- ・ 受講後、テストを実施し、検定の可否を判定する
- ・ 受験料:1,000円(税込)



2021年4月スタート！
内閣官房IT室との連携施策

シェアエコあんしん検定

シェアエコあんしん検定の目次(1/3)

第1部：シェアエコあんしん検定の目的

- ・シェアリングエコノミーの基礎知識
- ・シェアエコあんしん検定の目的と取得メリット
- ・取引に不慣れな「個人」が販売者になることで生まれる問題
- ・シェアサービス全分野に共通して必要な知識を学ぶ
- ・シェアエコあんしん検定は「個人提供サービス」が対象
- ・多様性とホスピタリティがシェアエコの魅力

第2部：シェアリングエコノミーの基礎知識

- ・シェアリングエコノミーは主に個人間取引サービス
- ・シェアエコ各5分野の代表的な個人提供型サービス
- ・実際のトラブル事例について

シェアエコあんしん検定の目次(2/3)

第3部：サービス開始前・出品前の準備編

- ・プラットフォームの選び方
- ・自己紹介やサービス説明作りのNGパターン
- ・良いサービス説明のポイント
- ・サクラレビュー・やらせ口コミは法律・規約違反のリスク
- ・資格のスキルに紐づくサービスは「資格名」の記載が基本的には必要

第4部：サービス出品後の注意ポイント

- ・サービス出品後のリスク回避の為に気を付けるポイント
- ・対面サービスでゲスト不在の対応時は実績報告を分かりやすく
- ・個人情報を適切に扱う責任は、シェアサービスの提供者全員にある
- ・企業からの発注を受けて知った機密情報を漏らさない責任がある
- ・個人情報・機密情報 共通の4つの対策ポイント

シェアエコあんしん検定の目次(3/3)

第5部：サービス提供後のリスク対策

- ・クレーム対応の方法について
- ・レビュー評価システムについて
- ・「プラットフォーム外取引」をすると補償がなくリスクが増加
- ・「損害賠償責任」に特に気を付けたいケース
- ・トラブル対応時の基本フロー
- ・低評価レビューが入った場合の対応方法
- ・著作権の侵害をしないように気を付けること
- ・納税・確定申告を忘れない事
- ・景品表示法違反に該当する表現の禁止
- ・ケース別で見落とされやすい法律のポイント

第6部：売上を伸ばすための基本的な考え方

- ・売上の為のサービスの事前準備 5ステップ
- ・売上を伸ばす6つの基本ステップ(前半)
- ・売上を伸ばす為の基本的な戦略 6ステップ(後半)

受検イメージ

決済システムを使用し、受検者から受検料(1000円)を徴収



受検者が協会所定のURLから受検に必要な情報を入力し、
ウェブ上でeラーニングを受講

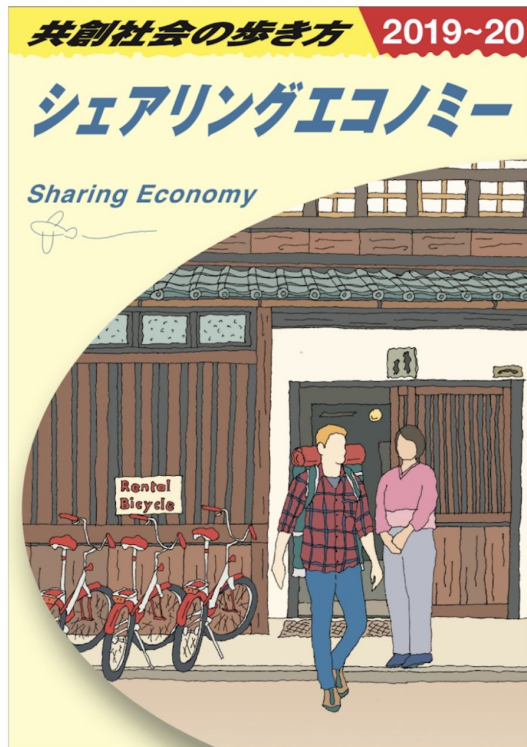


テストを実施し、合否を判定



合格したら、修了証をダウンロード

消費者庁「共創社会の歩き方 シェアリングエコノミー」(企画協力)



3 サービス別の心構え

個人間で取引する場合、特にトラブルに対する心構えが重要です。

ここからは、シェアリングエコノミーの主な分野別に、サービス利用者の声、実際のトラブル事例や対策、プラットフォームの取組を紹介します！

3-1 空間のシェア



空間のシェア ～住居、駐車場、会議室などをシェア～

<利用者・提供者の声>



提供者に街を案内してもらって、一緒に郷土料理を食べて、普通の旅行とは一味違った思い出ができました。提供者は今も友だちです。



自宅前の駐車場を貸し出しているので緩急感が湧きやすく、利用者の方と軽く挨拶することもあります。そういうコミュニケーションはほかでは味わえない体験なのでうれしいです。



すぐに荷物を預かっていただけて「いつでもっしゅい」と言ってくれたのがうれしかったです。チェックアウトのときもハキハキされた提供者に元気を頂きました。

空間のシェアはこんな魅力があります。
でも、以下のようなトラブルが起こる可能性があります。



利用者

清潔ではない

Wi-Fiがつかまらない

モノを壊された
汚された

夜遅くまで騒がれた



提供者

【実際にあった相談事例】



民泊予約サイトを通じて1万円の民泊を予約していたが、聞いていた場所に鍵がなかったため、提供者に連絡したところ「その日の宿泊は無理なのでキャンセルする」と言われた。

未然防止策



民泊の場合、届出/許可登録番号を確認し、違法物件でないことを確認しましょう。



提供者は、利用方法、Wi-Fiの接続などをまとめたルールブックを作成して事前に周知し、利用当日にも確認しやすいよう利用者全員に注意をするなどの対応をしましょう。また、利用者が誤って持ち帰ることを防ぐため、備品に名前を書くなどの対応もとりましょう。



利用者、提供者共に、必要に応じて相手方と連絡を取り合い、到着時間の遅れや無断キャンセルといったトラブルを防ぎましょう。

それでも防げないトラブルも…



提供者が約束の時間に現れない。



借りた場所が事前に見ていた写真と違った。

こんな安全・安心の取組もあります！

万一の人身傷害や物的損害を補償する保険や、トラブル時の緊急ダイヤルがプラットフォームに準備されている場合があります。